

育児休業給付延長手続き リーフレット 解説



ハローワーク 品川
雇用継続課

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

育児休業給付金の支給対象期間延長について 『保育が実施されない場合』の相談事例をご確認ください

育児休業給付金の支給対象期間延長の対象は、職場に復帰するために保育所等の入所を希望し申し込みをしたが、子の1歳に達する日の翌日（誕生日）に入所できない場合に限定されます。

以下の2つが要件となりますので、ご注意ください。

重要!

1. 市区町村で保育所等の入所申し込みを行う

② 入所申し込み時に 入所希望日を1歳の誕生日以前とする

例えば、令和3年10月1日生まれの子の場合、1歳の誕生日である令和4年10月1日までの日を入所希望日として申し込む必要があります。

・ 入所可能か市区町村に問い合わせをするだけでは支給対象期間延長はできません。入所の申し込みが必要です。

・ 入所申し込みの際に、入所希望日を1歳の誕生日の翌日以降とした場合は、支給対象期間延長はできません。ただし、例外として、支給対象期間延長が認められる場合があります。

→詳しい事例は裏面をご確認ください。

・ 1歳6か月から2歳までの延長要件の確認も同様に行います。

※ 誕生月の申し込みが間に合わなかった場合は、
速やかにハローワークへご相談ください



左記のとおり、育児休業給付金の延長手続きについては、

- ① 1歳の誕生日までの職場復帰が前提
- ② 1歳の誕生日に保育所へ入所できるよう事前の申し込みを行う
- ③ ②の結果、入所ができなかった
- ④ ハローワークに、入所ができなかった旨の通知(不承諾通知・保留通知)を提出

という流れになります

**お子さんが生まれたら
自治体のHPやお知らせ等で、
保育所の
申し込み時期・受付期間を
必ず確認しましょう!!**



**下記のケースは全て
給付金延長不可**

うちの子供は12月で1歳。
来年4月からの入所を希望して
いるので誕生月の申し込みは
しません



【理由】12月入所の申し込みをしていない



自治体のHPを見たら、近くの
保育園はどこも定員超過で空き
がなく、申し込みをしたとして
も難しそうなので、申し込みを
しませんでした

【理由】申し込みをしていない

申し込みはしていますが、
自治体から「保育を実施して
いないことの証明書」を発行
してもらいました



【理由】申し込みをしていない



うちの子供は令和5年7月20日で
1歳です。令和5年4月入所の
申し込みをしましたが、落ちて
しまいました。自治体からの
保留通知には「6月末まで3ヶ月
間有効」と記載があります。
その後は申し込みしていません

【理由】誕生日時点で有効な申し込みがない

POINT 上記 **重要!** の②について

誕生月において自治体で申し込み受付を行っていない場合は、**前月の入所申し込み**が必要です!!

お住まいの自治体が**2月3月の受付**を行っていない場合、

1月入所の申し込みが必要となります。 十分ご注意ください。

裏面へ

ご相談の多い事例

事例①

入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、申し込みを行わなかった場合 **× 問い合わせのみでは延長できません**

支給対象期間延長は認められません。

ただし、入所申し込み受け付けができないとされた理由が、以下のような場合は、申し込みを行えなかった旨の疎明書をもって対応できることがあります。

- 子が病気や障害により特別な配慮が必要で、市町村から保育体制が整備されていない等の理由により、入所申し込み受け付けができないとされた場合

自治体からの通知または証明が必要！

事例②

入所希望日を子の1歳の誕生日の翌日以降として申し込みを行った場合

原則、支給対象期間の延長は認められません。

ただし、以下のような場合は、延長が認められる場合があります。

- 申し込みの時点で誕生日までの入所が締め切られていた場合
例) 令和3年2月1日生まれの子について、令和4年2月1日からの入所を希望して申し込もうとしたが、既に締め切られていたため、令和4年3月1日を入所希望日として申し込んだ場合
- 空きがなく申し込みを受け付けていなかった場合で、申し込み可能な最短の入所希望日で申し込みを行った場合
例) 令和3年9月15日生まれの子について、令和4年9月1日からの入所を希望していたが、募集がなかったため、令和4年10月1日を入所希望日として申し込んだ場合

保育が実施されないことの証明

保育が実施されないことの確認は、原則として「市区町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」で行います。

上記書類を市区町村が発行することが困難な場合は、被保険者の疎明書をもって対応できることがあります。

詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークにご相談ください。

LL030625保01



給付金延長不可

子供が病気がちで通えるか心配。自己判断で入所は難しいと判断し、自治体への確認や相談はしませんでした



給付金延長不可

医師から、保育園の入所は控えたほうがいいのかもしいと言われたので、申し込みはしませんでした



事例② よくあるケース

- 誕生月の申し込み間に合わなかった場合

例) 令和3年10月1日生まれの子について10月入所の申し込み期限が9月10日であったが書類が整わず、期限までに提出ができなかった。
9月15日に11月入所の申し込みが完了。10月20日に不承諾の通知が届いた。

〈延長時添付書類 一例〉

- ・ 11月申込書の写し(手続き日確認のため)
- ・ 11月の不承諾通知
- ・ 疎明書

※延長の可否については審査の上判断いたします。必ずしも延長が認められるとは限りません。



POINT 上記 事例② について

- 誕生日の前日までに申し込みを行っていない場合、**給付金は延長されません。**
- やむを得ず、入所希望日を子の1歳の誕生日の翌日以降として申し込みを行った場合は、あわせて**確認資料や疎明書**をご提出いただきます。

※ 延長の可否については審査の上判断いたします。確認資料等添付により、必ずしも延長が認められるとは限りません。

その他、育児休業給付金・延長に関してご不明な点がございましたら、管轄のハローワークにご相談ください。

ハローワーク品川 雇用継続課

TEL : 03 - 5418 - 7308 (ダイヤルイン)

ハローワーク品川のホームページもあわせてご覧下さい